

任期付職員（弁護士）の募集について
(証務局国際裁判支援対策室・令和8年4月採用)

法務省証務局では、以下の職員を募集しています。

1 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（任期付職員法）に基づき、同法3条1項所定の特定任期付職員（常勤の国家公務員）として弁護士を採用します。

2 募集人員

若干名

3 雇用期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年を予定（5年を限度として期間の更新もあり得ます。）

4 対象者

弁護士として実務経験があり、相当程度の英語能力のある者
ただし、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。

(1) 日本国籍を有しない者

- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 勤務先

法務省証務局国際裁判支援対策室（東京都千代田区霞が関一丁目1番1号）

6 勤務日・勤務時間

原則として、9時30分から18時15分まで（週5日、土日祝日を除く。）

7 担当事務

法務省証務局の局付として、国が当事者となる国際的な法的紛争の未然予防及び紛争発生時の対応について、紛争処理を所管する省庁を法的に支援する（任期のうち、一部期間は、外務省国際法局に出向し、外務省における国際的な法的紛争処理業務に従事することもあり得ます。）。

8 給与等

(1) 債給・手当

任期付職員法7条1項所定の俸給表により、相当の給与を決定します。
また、同法及び一般職の職員の給与に関する法律に基づき、地域手当、
通勤手当、期末手当等を支給します。

なお、退職時に国家公務員退職手当法に基づき退職手当を支給します。

(2) 休暇等

人事院規則に基づき、各種有給及び無給休暇等が取得可能です。

(3) 健康保険・厚生年金保険

採用日から法務省共済組合に加入し、共済組合の短期給付及び長期給付が適用されます（健康保険及び厚生年金保険には加入しない。）。

(4) 雇用保険

採用日から国家公務員退職手当法が適用され、退職手当を支給します（雇用保険には加入しない。）。

(5) 労災保険

採用日から国家公務員災害補償法が適用され、通勤災害等があれば災害補償費を支給します（労災保険には加入しない。）。

9 応募方法等

履歴書（英語能力に関する資格等を明記）及び職務経歴書（職務経歴を具体的に記載）を、下記14宛てにEメール又は郵便により送付してください。

当局が募集する任期付職員について、同時に複数の応募をする場合は、その旨を明記して1件の書類送付で応募することができます。

なお、採用が決定した後に、最高裁発出の司法修習終了証明書、日弁連発出の弁護士名簿登録証明書などが必要となります。

10 応募締切日

令和8年1月30日（金）

※ 応募者多数の場合は応募期間中であっても、応募受付を終了する場合があります。

11 選考方法

(1) 1次選考

書類選考（1次選考不合格者に対しては、書面でその旨通知します。あわせて、提出いただいた履歴書及び職務経歴書を返却いたします。）

(2) 2次選考

面接選考（1次選考合格者に対して連絡の上、面接を実施します。）

12 面接予定日

書類選考を実施した後、隨時、行います。

13 面接場所及び方法

原則として、ウェブ会議システム（Microsoft Teams）による面接を行います。

14 連絡先

〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法務省訟務局訟務企画課庶務係 上村 健二

電話 03-3580-4111(内線2644)

メール k-uemura2ud@moj.go.jp

15 業務説明会

希望者には、隨時、業務説明会を実施させていただきます。希望される方は、上記連絡先まで御連絡をお願いします。

16 その他

応募により取得した個人情報は、本採用手続の事務目的以外に利用することはありません。

また、応募の秘密は、厳守します。